滋賀県感染制御ネットワーク医療関連感染対策個別相談事業実施要領

1 目的

医療機関が個別に取り組んでいる、院内感染予防や対策などの医療関連感染対策の個別相談(以下、「個別相談」という)に対する解決のための助言を行うことで、感染症に対する平時からの備えの強化を図ることを目的とする。

2 実施主体

滋賀県健康医療福祉部感染症主管課(以下、「県」という)

3 対象医療機関

滋賀県内の病院および有床診療所

4 業務の内容

滋賀県感染制御ネットワーク設置要綱第7条(2)にもとづき、対象医療機関から依頼があった個別相談に対し、滋賀県感染制御ネットワーク運営委員会委員を中心に回答する。

5 個別相談の実施

(1)実施者

滋賀県感染制御ネットワーク運営委員会委員および県

(2) 実施方法

(1)

個別相談をしたい対象医療機関が医療関連対策相談表(様式1)を用い、FAX またはメールで県に回答を依頼する。

- ② 県は、滋賀県感染制御ネットワーク運営委員会委員から回答適任者を選定し回答を依頼する。
- ③ 回答者は回答票(様式2)を作成し、依頼日より30日以内に県へ提出する。
- ④ 県より個別相談のあった対象医療機関へ回答する。

6 広報

- (1)一般社団法人滋賀県医師会および一般社団法人滋賀県病院協会の協力を得て、 対象医療機関へ広報する。
- (2)滋賀県ホームページ上で広報する

- 7 関係書類の保存 県にて5年間保存する。
- 8 個人情報およびプライバシーの保護
 - (1)個別相談の実施にあたり、個人情報およびプライバシーの保護については最大限配慮をする。
 - (2)当事業で得られた情報については、医療機関における院内感染対策を支援する目的以外には使用しない。
 - (3)個別の医療機関等の特定を可能とする情報は依頼医療機関の了承を得ることなくこれを公開しない。

附則

この要領は令和5年8月1日から施行する。